

12月定例会で可決された意見書

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

深刻な多重債務問題を解決するため、出資法の上限金利の引下げや収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む改正貸金業法が、平成18年12月に成立し、平成22年6月までに完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、「多重債務相談窓口の拡充」、「セーフティネット貸付の充実」、「ヤミ金融の撲滅」、「金融経済教育」などを柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。

さらに、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者及び自己破産者が減少するなど、着実にその成果を上げつつある。

一方、一部には真に借りたい人が借りられなくなっていることなどに対して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める意見もあるが、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。

よって、国においては、多重債務問題の解決が喫緊の課題であることを踏まえ、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
 - 2 多重債務相談体制が拡充されるよう支援すること。
 - 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
 - 4 ヤミ金融の取り締まり強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

綾瀬市議会議長 近藤 洋

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 国家戦略担当大臣
総務大臣 内閣府特命担当大臣(金融) あて

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定している。また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定しており、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である。」としている。このことから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると思われる。

一方、国籍法は、第4条において、「日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考えられる。

よって、国においては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

綾瀬市議会議長 近藤 洋

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 国家戦略担当大臣
総務大臣 法務大臣 外務大臣 あて

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)への公費助成、定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を残したり、死亡に至る恐れのある重篤な感染症である。小児の細菌性髄膜炎の原因は、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型(Hib、以下「ヒブ」という。)によるものが約6割、肺炎球菌によるものが約3割で、この2種類の原因菌が全体の9割を占めており、その対処法としては、罹患前のワクチンによる予防が非常に有効であるといわれている。

ヒブワクチンは、世界保健機関(WHO)が乳児への定期接種を推奨したことを受け、現在100カ国以上で承認、90カ国以上で定期予防接種が行われており、これらの国々では、ヒブによる細菌性髄膜炎が大幅に減少している。

一方、我が国においては、ヒブワクチンが平成19年に承認、昨年12月から販売開始となり、肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)も、今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっている。

しかし、医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要である。

よって、国においては、細菌性髄膜炎から子どもたちを守るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 速やかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患(一類疾病)に位置づけること。
 - 2 乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)について、一日も早く販売し、速やかに定期接種化すること。
 - 3 ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)の安定供給のための措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

綾瀬市議会議長 近藤 洋

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 国家戦略担当大臣
総務大臣 厚生労働大臣 あて

義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画早期策定を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じることのないように、全国どこでも、すべての子どもたちが均等に教育を受けられるように制度化され、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかし、地方分権が推し進められる今日、義務教育費国庫負担制度の存続そのものが危ぶまれる状況にある。一方的に義務教育費国庫負担制度を縮小・廃止することは、地方財政を圧迫するとともに、全国的な教育水準の確保・教育の機会均等に困難な状況を生じかねない。

一方、少人数学習や少人数学級などの実施は、子どもたち一人一人の課題に応じたきめ細かな指導ができ、保護者や子どもたちからも評価を得ていることから、次期教職員定数改善計画の早期策定を初め、教職員配置のさらなる充実が必要不可欠といえる。

よって、国においては、教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を存続し、教職員定数改善計画を早期に策定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

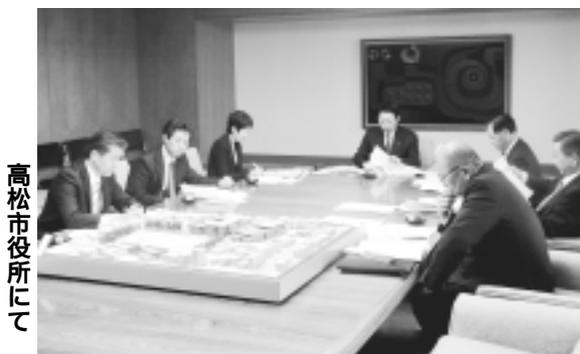
平成21年12月16日

綾瀬市議会議長 近藤 洋

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 国家戦略担当大臣
総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 あて



あやっこりー



高松市役所にて

視察日程・11月9日、11日
 【香川県高松市】
 高松市立新設統合第一小・中学校建設事業について
 【香川県丸亀市】
 2学期制について
 食育について
 【香川県三豊市】
 中期財政計画について

総務教育常任委員会

視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

委員会の行政視察

委員会では、優れた施策を市政に反映させるため、先進地などを視察して、特定事項について情報を収集し、専門的知識を深めています。